

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（消費税）</u>		
要望項目名	国境を越えた役務提供等に対する消費税の見直し		
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成27年度税制改正において、国境を越えた電子通信利用役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に係る消費税については、課税対象（国内取引に該当するか否か）の判定基準が、「役務提供を行う者の所在地」から「役務提供を受ける者の所在地」に見直されている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>内国法人の国外支店が国外事業者から受ける電子通信利用役務の提供等については、課税の対象外とすること。</p>		
関係条文	消費税法第2条、消費税法第4条 等		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国境を越えた役務提供等に対する消費税に係る課税関係について、取引実態に合わせた内容に見直すことによって、我が国の金融機関等が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>内国法人の国外支店が国外事業者から受ける電子通信利用役務の提供等も、「役務提供を受ける者の所在地」が本店の所在地で判定されるため、実質的に国外で役務提供を受けているにもかかわらず、消費税の課税対象とされる。</p> <p>EU指令において、付加価値税（VAT）に係る課税対象の判定基準は、原則として、役務提供を受ける固定的施設の所在地で判定されている等、海外主要国の制度からも乖離が生じている。</p> <p>我が国の金融機関等の国際的な競争力を高めるためにも、取引実態に合わせて、内国法人の国外支店が国外事業者から受ける電子通信利用役務の提供等については、課税の対象外とする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	政策の達成目標	我が国の金融機関等が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国外支店を有する内国法人において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	実質的に国外で役務提供を受けているにもかかわらず、消費税の課税対象とされるという事態が解消されることにより、我が国の金融機関等の海外事業展開を進めることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、実質的に国外で役務提供を受けているものは消費税の課税の対象外とするものであり、取引実態に応じた課税上の取り扱いを行うものであることから、適切な課税の見地からも理解を得られる措置である。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。
ページ	3—3